

GX 推進機構 環境社会ネガティブ・スクリーニングに関する方針

はじめに

気候変動に加え、食料やエネルギー安全保障などの問題が相互に結びつき、これまでになく多くの人々の安全が脅かされる中、持続可能な開発目標（SDGs）の達成等、国内外で様々な社会課題の解決を図り、持続可能性を高めていくことが一層重要となっており、国際社会は丸となって持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいます。

脱炭素成長型経済構造移行推進機構（以下「GX 推進機構」という。）は、官民での GX 投資を推進する中核機関として、クライメート・トランジション利付国債により調達した資金を原資とする政府出資と民間出資により設立した組織であり、民間企業の GX 投資の債務保証や出資等の金融支援を行います。

GX 投資には大規模な開発や建設プロジェクトが含まれており、その計画内容や実施方法によっては、自然環境や地域社会に直接・間接的に影響を及ぼす可能性があります。

プロジェクトにおける環境・社会面への影響の適切な管理は案件成否に関係することから、リスク管理の観点で重要であり、また、GX 推進にあたっては、様々なステークホルダーと協力、連携していく必要があることに鑑み、自然環境や地域社会に及ぼす影響に対して、国際的なガイドラインに準拠する形で行動し、ステークホルダーの理解を得ることが不可欠です。

加えて GX 推進機構の金融支援は、公的資金を活用するものであって、公共性を有する業務であることから、環境社会配慮を通じ、経済社会の健全な発展に寄与することが求められています。GX 推進機構は、金融支援を受けるプロジェクトが環境や社会に影響を及ぼす可能性があることを認識し、将来世代の視点と俯瞰的視座を持って、気候変動への対応のみならず、生物多様性や人権等の観点も含め、環境や社会へのネガティブな影響を回避または緩和されるように取り組み、地球環境の改善と我が国経済・社会の健全な発展に貢献します。

本方針の位置づけ

本方針は、GX 推進機構が支援する対象事業について、当該事業の実施者等による環境や社会への配慮が適切になされていることを確認することにより、脱炭素社会に繋がるような技術の発展に寄与すべく、GX 推進機構による環境社会審査に係る基本方針を定めるものです。

基本方針

- 環境・社会リスクと影響を管理することは、金融支援を受ける事業の実施者の責任ですが、GX 推進機構は、環境社会審査、金融支援後のモニタリング等を通じて、金融支援を受ける事業が適切に実施されることを保証するよう努めます。
- GX 推進機構は、金融支援を行う全事業を対象に、環境や社会に及ぼす可能性のある影響が回避または緩和されるよう、事業実施者により環境社会配慮が適切に行われているかについて確認を行います。
- GX 推進機構は、環境社会審査の結果、金融支援を受ける事業が環境に望ましくない影響を及ぼすと認められる場合には、金融支援を受ける事業の事業者に対して適切な配慮を行うよう働きかけます。
- GX 推進機構は、スクリーニングを行うことにより、各事業を環境および社会への影響の可能性の程度等に応じてカテゴリに分類のうえ、各カテゴリに応じた環境や社会への配慮の状況についての確認を行う等の環境社会審査の手続きを実施します。
- GX 推進機構による環境社会審査の結果は、リスク評価の重要な構成要素となります。GX 推進機構は、環境社会審査の結果を、GX 推進機構の支援可否等の意思決定へ反映します。
- GX 推進機構は、意思決定後も、必要に応じ、金融支援を受ける事業の事業者等を通じて、事業者によるモニタリング等の状況を確認する等適切な措置を講じます。
- GX 推進機構は、支援決定時に、支援事業に関する情報（環境社会審査結果概要を含む）をウェブサイトにて公開します。
- GX 推進機構は、役員および社員が環境・社会問題に対する理解を深めたり、環境社会審査に係る規程や手続き等を周知したりするための研修等に取り組みます。これらの実施により、役職員等に環境社会審査に関する役割と責任を自覚させ、環境や社会への配慮に関する意識の向上と主体的な参加を促します。

金融支援を行う事業に求める基準

- GX 推進機構は、環境社会審査において、支援対象となる事業が事業活動を行う地域で適用される法規制とその他要求事項を遵守するかどうかを確認します。これに加え、事業が実施される地域や事業の特性に応じて、国際金融公社（IFC）のパフォーマンススタンダード及び EHS ガイドラインに適合しているかを確認します。

ステークホルダーエンゲージメント

GX 推進機構は、取り組みにおいて、多様なステークホルダーとのエンゲージメント（建設的な対話）を重視し、透明性の確保と責任ある対応に努めます。

ガバナンス

GX 推進機構では、環境・社会課題への対応状況を定期的に審議し、その内容は運営委員会へ報告を行います。

情報管理

GX 推進機構は、支援事業に関する情報（環境社会審査結果概要を含む）をウェブサイトにて公開し、透明性の確保に努めます。なお、情報の公開にあたっては、商業上等の秘密保持等に十分に配慮します。

見直し

本方針は、定期的に見直しの要否を検討するほか、環境社会審査の取り組み状況、事業活動やビジネスの環境の変化を踏まえて適時見直しを行います。

附則

本方針は、2025 年 3 月 31 日から施行する。

【変更履歴】

2025 年 3 月 31 日：制定